

お知らせ



11・12月は、県内一斉の滞納整理強化月間です

税金の納付は納期限内に！



税にはそれぞれ、納期限が定められています。延滞金や差押えが発生しないよう、期日を守って納付しましょう！

納税は国民の義務です

納税は国民の三大義務の一つです。納められた税金は、福祉や医療、教育、道路・河川・公共施設整備及び維持管理、そのほか各種行政サービスを行うために使われます。

市税を滞納すると、納期どおりに納めている大多数の人の公平性を欠くこととなります。また、市の財政を圧迫し、財源を確保できなくなり、道路整備や教育などの行政サービスが低下します。

税金を納めず放置すると…

滞納期間や税額によっては延滞金が発生し、本来納めるべき税額より多く納めなければなりません。

また、納期限までに納付せず、督促にも応じない場合、市は滞納処分を執行します。勤務先や金融機関などを調査し、給与・預貯金・生命保険などの債権、不動産・自動車などの財産を差し押さえます。



滞納から滞納処分までの流れ

①督促状の発送

納期限を過ぎても納付していない場合、督促状を送付します。

督促状の発送日から10日が過ぎると、財産を差し押さえられる可能性があります。

②財産の差押え

調査して判明した財産（給与・預貯金・生命保険・売掛金・賃料などの債権や不動産、自動車など）を差し押さえます。

③換価・配当

差し押さえた財産は「取立」や「公売」により換価（換金）し、滞納金（市税、延滞金など）に充てます。



災害や病気、失業や事業の廃止など、やむを得ない理由により納期限までに納付できない場合は、早めに収納課または特別債権回収室へご相談ください。

問合せ

収納課 ☎(55)2730 ☎(55)2771
収納課特別債権回収室 ☎(55)2914
E zaza-syunounou@div.city.fuji.shizuoka.jp



詳しくはこちら

お知らせ



今年で友好都市提携10周年を迎えます

粟石町パネル展・物産展



富士市と岩手県粟石町は、平成25年に友好都市の提携を結びました。今年、10年の節目を迎えることを記念して、粟石町を紹介するパネル展及び物産展を開催します。

粟石町との交流

昭和46年7月30日に岩手県粟石町上空で発生した全日空機衝突事故で、犠牲者162人のうち125人が富士市民だったことから、犠牲者の慰霊を通じ、富士市と粟石町の交流が始まりました。事故後、全日空機が墜落した現場には、「慰霊の森（現在は「森のしずく公園」）が整備され、ここでは毎年、遺族をはじめ、両市町の関係者が集い、献花拝礼を行っています。現在も、事故の教訓などを風化させることなく後世に伝えるため、少年交流事業などを通じて両市町間の交流を深めています。

パネル展

粟石十四景や特産品など、粟石町の魅力を伝える写真を展示します。

とき/11月7～21日

10～17時（14～16日は除く。最終日は15時まで）

ところ/道の駅富士川楽座 4階フジヤマギャラリー



▲生森山（七ツ森）からのパノラマ



▲菜の粟



▲しずくの甘酒



▲バター餅

問合せ

交流観光課 ☎(55)2974 ☎(55)2937
E kouryuukankou@div.city.fuji.shizuoka.jp



詳しくはこちら